

施設配置等計画編
第2章 河川施設配置計画
第2-4章 水質保全施設

目 次

第1節	総説.....	1
第2節	河川における水質保全対策.....	1
第3節	貯水池・湖沼等における水質保全対策.....	1

令和4年6月 版

第2-4章 水質保全施設

第1節 総説

＜標準＞

河川等の水質の保全を図るため、水質に関する現況等を把握し、流域の自然環境や社会環境及びその変遷を踏まえ、河川の持つ治水、利水及び環境の多面的な機能と整合を図りながら、河川、貯水池・湖沼等における水質保全対策やその施設等計画を策定するものとする。

水質保全対策は、良好な水質の保全の方策（第1章 1.4 解説 4）に基づいた役割分担に応じ、河川・貯水池・湖沼等と流域に個々に割り当てられたものについて、それぞれの特徴を踏まえながら、複数の対策案を検討し、最適な案を選定するものとする。

第2節 河川における水質保全対策

＜標準＞

河川における水質保全対策には、負荷削減、負荷の分離、流量の確保、及び河川の浄化機能の強化等がある。これらの機能を組み合わせて複数の代替案を作成し、対策の位置、手法、期待される効果等を踏まえて比較検討を行った上で、対策案を設定するものとする。対策案の設定に当たっては、対策の水質目標、効果、経済性、維持管理性及び環境への影響等を踏まえるものとする。

第3節 貯水池・湖沼等における水質保全対策

＜標準＞

貯水池・湖沼等における水質保全対策には、水温・流動の制御、負荷削減、負荷の分離及び導水等がある。これらの機能を組み合わせて複数の代替案を作成し、対策の位置、手法、期待される効果等を踏まえて事前の影響検討を行った上で、対策案を設定するものとする。対策案の設定に当たっては、対策の水質目標、効果、経済性、維持管理性、環境への影響及び、学識者等の助言等を踏まえるものとする。